

「令和 8 年度鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」

侵入防護柵(ワイヤーメッシュ柵)仕様書

1 総則

この仕様書は、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会が実施主体とする侵入防護柵(ワイヤーメッシュ柵)の入札に適用する。

2 事業名 「令和 8 年度鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」

侵入防護柵(ワイヤーメッシュ柵)納入業務

3 施設設置計画

侵入防護柵(ワイヤーメッシュ柵)延長及び門扉数量は次のとおりとする。

地区名	設置延長	セット数	門扉用資材
浜田市金城町七条地内	2,034m	1,070 セット	9 基
計	2,034m	1,070 セット	9 基

※1セット=ワイヤーメッシュ柵1枚・支柱1本・結束線3本・地際補強用アンカー1本

4 規格及び形状(添付参考図面参照)

侵入防護柵(ワイヤーメッシュ柵)、杭及び門扉等の資材に関する仕様(規格・形状)は、特記仕様書の定める図面及び下記の基準を満たすもの又は同等品以上のものであること。また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令により、耐用年数 14 年以上を有すること。

(1) ワイヤーメッシュ柵

ア 使用素線：鉄素線は、 $\phi 5\text{mm}$ 以上とする。

イ 材質

① 鉄素線の引張強度の要件

(日本産業規格 JIS G3547:2015) 金網の径 $\phi 5\text{mm}$ における引張強さは $390\text{N}/\text{mm}^2$ 以上)

② 溶接金網及び鉄筋格子の引張強度の要件

(日本産業規格 JIS G3547:2005) 金網の径 $\phi 5\text{mm}$ における溶接点せん断強さは $220\text{N}/\text{mm}^2$ 以上

ウ 寸法等：(H) $1,200\text{mm} \times$ (W) $2,000\text{mm}$ 以上

- ① 格子：100mm×100mm 角以内
垂直方向の鉄線：100 mm 間隔で 21 本以上
水平方向の鉄線：100 mm 間隔で 12 本以上
 - ② 下部の垂直方向の鉄線の突き出しは、75mm 以上とする。
- エ 防錆仕様：亜鉛メッキ（JIS 規格は「JIS H 8641」）規格のもの、またはそれと同等であるものとする。

(2) 支柱

- ア 材質：鋼管（キャップ必須）又は鉄筋
- イ 寸法等：φ13mm 以上×長さ 1,500mm 以上
- ウ 鋼管先端：矢じり加工とする。
- エ 鉄筋先端：中心部のとんがり加工とする。
- オ 防錆仕様：亜鉛メッキ（JIS 規格は「JIS H 8641」）規格のもの、またはそれと同等であるものとする。

(3) 結束線

- ア ステンレス製針金 30 cm 以上／本
- イ 直径：φ1.1mm 以上
- ウ 1 支柱あたり必要本数：結束線 3 本)

(4) 門扉用資材

- ア 門扉寸法：両扉式（H）1,200mm 以上×（W）2,400mm 以上
格子は 100mm×100mm 角以内
- イ 門扉仕様
 - ① 軸受け金具：上部、中間、下部の 3 ヶ所に軸受け金具を設置し、門扉と地面とのすき間を適正な高さに調整ができる構造であること
 - ② 門扉開口部：門扉の中間部に 1 か所固定器具があること
 - ③ 門扉開口部：門扉の下部に 2 か所ストッパーもしくはアンカー等の固定器具があること
- ウ 門柱寸法：鋼管又は鉄製、φ13mm 以上×長さ 1,500mm 以上
- エ 防錆仕様：扉及び門柱とも、亜鉛メッキ（JIS 規格は「JIS H 8641」）規格のもの、またはそれと同等であるものとする。

(5) 地際補強用アンカー

- ア 材質：鉄製
- イ 形状：上部 U 字曲げ
- ウ 寸法等：φ13mm 以上×長さ 450mm 以上とする。

5 納入条件

(1) 納入期日

令和 8 年 11 月 13 日（金）

(2) 納品場所

発注者が指定した場所とする。（金城町七条地内）

(3) 「浜田市有害鳥獣捕獲対策委協議会 令和 8 年度鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」と明記したプレート（縦 30cm 横 50 cm）を 3 枚用意するものとする。

6 検査等

(1) 納入検査

浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会検査員及び納入者が立会いのうえ実施する。

(2) 受領

納入検査の実施後、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会が合格と認めた場合に受領するものとする。

7 品質保証

(1) 鉄素線及び溶接金網及び鉄筋格子の引張強度引の要件を有する証明書を提出すること

(2) 防錆仕様亜鉛メッキ（JIS 規格は「JIS H 8641」）規格を有する（またはそれと同等であるもの）証明書を提出すること

(3) 減価償却資産の耐用年数等 14 年以上を有する証明書」を提出すること

(4) 製造保証期間は、品質及び機能を保証し、故意または重大な過失による損傷を除き、製品の保証を行うこと。ただし、保証期間以降であっても、製造上の問題等による欠陥が発生した場合は、契約業者において無償で交換又は修理すること。

8 その他

(1) 納入に係る経費

資材配送料及び施工説明会にかかる人件費・出張費等の諸経費については、資材費の単価に含めるものとする。

(2) 納入先

浜田市金城町七条地内

(3) 納入する資材

発注者が指示するとおり、梱包及び仕分けし納入すること。

(4) ワイヤメッシュ柵一式の単価の条件

資材の配送費及び施工指導等の人件費・出張費等の諸経費を含めたものとする。

(5) 施工指導の条件

地元集落による自力施工となるため、受託者は、島根県中山間地域研究センター作成「イノシシ対策防護柵設置マニュアル」に基づき、納入先において、設置方法、施工手順について施工指導及び助言を行うこと。

(6) 取扱及び設置方法等の説明会の条件

設置方法については、説明会を開催するため、その会に同席のうえ、説明を行うこと。

(7) 同等品で入札する場合

入札の 5 日前までに、カタログ又は設計書等の資料を提出し、発注者の承認を受けること。承認を受けていない資材による応札は認めない。

(8) 打ち込み用の機材

発注者から地元は無償貸与すること。

9 協議

本仕様書に定めがない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

10 問い合わせ先

浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会 事務局

(浜田市産業経済部農林振興課林業畜産係内)

担当：大江 啓太・佐々木 隆行

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

☎：0855-25-9510（直通）

FAX：0855-23-4040

E-mail：oe-keita@city.hamada.lg.jp